1. 寄附採納審査日　 　年 　月 　日
2. 審査委員 　副町長　総務課長 企画課長 農林課長 住民課長 建設課長 財務室長
3. 寄附申請日　 　年 　月 　日
4. 寄附申請者　住 所

氏 名

1. 種 類

(1)現金 円

(2)物品

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品 名 | 規 格 | 数 量 | 評 価 額 | | 備 考 |
| 単 価 | 金 額 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

(3)不動産

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 所 在 | 地番又は  家屋番号 | 地目又は種類  及 び 構 造 | 地 積 又 は床 面 積 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

1. 寄附の目的(申請者)
2. 寄附物件の必要性及び今後の活用方法､費用負担について(主管課)
3. 取得後に必要な経費及び予算措置について（主管課）
4. その他

※現状写真、図面等の資料があれば添付すること

（目的）

1. この基準は､日南町寄付採納審査委員会規定(平成29年訓令第2号)第3条第1項の規定により､日南町寄付採納審査に係る許可基準に関して、必要な事項を定めることを目的とする｡

（基本的な審査項目）

1. 許可をするかどうかの判断に関する基本的な審査は､次の各号に定めるとおりとする｡
2. 公序良俗に反していないか｡
3. 行政の中立性､公平性が確保できるか｡
4. 宗教的又は政治的な団体による又は個人からの寄附でないか｡
5. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう｡以下同じ｡)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう｡以下同じ｡)からの寄附でないか｡
6. 寄附を採納することにより､将来紛争の起こることが予想されないか｡
7. 寄附を採納することにより､将来何らかの要求がなされるおそれがないか｡
8. 寄附を採納することにより､他の者から苦情の出るおそれはないか｡
9. 既に採納を決定した寄附で､不履行となっているものはないか｡
10. 寄附したことを条件に､将来当該施設等が関係者から自由に使用されるおそれがないか｡

（10） 当該寄附の目的は､施設等の維持管理を町に負担させようとするものではないか｡

（11） 担保権、用役権の設定により特別の義務が付されていないか。

（所有者又は権利者にこれを消滅させ、取得及び利用に支障のないようにすること。）

（12） 土地については、隣地との境界が確認出来ているか。

（その他)

第３条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。